

No.442

研究所通信



●ホームページアドレス <https://blhrrri.org>

差別解消三法 施行から10年が経ちます



2016年、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の差別解消を目的とした3つの人権に関する法律が施行されました。

部落解放・人権研究所は、これからも部落差別をはじめ一切の差別の撤廃をはかり、人権確立社会の実現をめざすため、調査研究・啓発活動・情報発信に取り組んでまいります。

もくじ

年頭挨拶 / 谷川雅彦代表理事	2	第46回人権・同和問題企業啓発講座 第2部開催報告	7
第1研究部門「部落史の調査研究」		第38回人権啓発東京講座を終えて	8
第53回公開講座 報告	4	第14回マスコミ人権懇話会 報告	9
第1研究部門「部落史の調査研究」		世界人権宣言77周年記念大阪集会 報告	10
第54回公開講座 報告	5	参加者募集 / 大型集会スケジュール	11
「部落差別を解消するための教育内容開発プロジェクト」実施中	6		

理事からのメッセージ

2026年の年頭にあたって

代表理事 谷川 雅彦



2026年を迎えるにあたりまして部落解放・人権研究所を代表してみなさまにご挨拶を申し上げます。

2012年、民主党野田政権が衆議院を解散したことで「人権委員会設置法案」が廃案になりました。衆議院選挙にあたり野党自民党の安倍晋三総裁(当時)は「民主党の人権委員会設置法案に断固反対。自民党は個別法によるきめ細かな人権救済を推進します」(「日本を取り戻す。重点政策2012」)という政策を掲げて政権を奪還しました。

以降、政府与党は、「地对協意見具申」(1996)をふまえて閣議決定された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(政府大綱)」(1996)、「人権擁護推進審議会」の「人権救済制度の在り方について(答申)」(2001)、「人権擁護委員制度の改革について(追加答申)」(2001)、小泉自民党内閣が提案した「人権擁護法案」(2002廃案)、野田民主党内閣が提案した「人権委員会設置法案」(2012廃案)、そして国連からのあいつぐ勧告に背を向けてきました。こうしたなか昨年、安倍晋三元総理の「正統な後継者」をアピールし、女性初の内閣総理大臣に就任した高市早苗総理は、内閣発足にあたり平口法務大臣に「差別や虐待のない社会の実現を目指し、個別法によるきめ細かな人権救済を推進する」ことを指示しました。

本年は「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の差別解消三法施行から10年を迎える年です。アイヌ民族やハンセン病、そしてLGBTQなど確かに個別の差別解消法が整備されてきましたが、差別の禁止規定を置いているのは「障害者差別解消法」のみで他の個別法はいずれも理念法です。示現舎・宮部龍彦らによる部落の所在地情報の投稿・拡散は法務局からの削除要請や総務省による自主規制ではまったく解決せず、法施行前と変わらないどころか第二第三の模倣犯の出現により実態はより深刻な状況になっています。外国人への排外主義を扇動するヘイトスピーチは政治や選挙の場でも公然と繰り返されています。差別の禁止規定を置く「障害者差別解消法」も人権救済の規定は置かれていません。見た目問題や水俣病、自死(遺族)への差別と偏見の解消のための個別法も整備されていません。

「全国部落調査復刻版」出版差止裁判は最高裁が上告を棄却し、東京高裁判決が確定しました。裁判勝利報告集会(2025年1月22日)に登壇した政党の代表は裁判勝利の意義を次のように語っています。自民党差別問題に関する特命委員会委員長の山口壯衆議院議員は「部落差別解消推進法は理念法だ。それで足りないというのはよくわかる。人権委員会、さらには差別禁止にどう届かせるかと大きな問題提起をいただいた」。立憲民主党人権政策推進議員連盟会長の近藤昭一衆議院議員は「まだまだ差別がなくなっておらず大きな課題がある。人権委員会、包括的な差別禁止法。しっかりと法律をつくるべきだ」、国民民主党の西岡秀子衆議院議員も「裁判に勝利しても人権侵害が続いている状況のなか、差別禁止法の話も、しっかりと国会で議論せねばならない。憲法にもとづく包括的人権救済制度の確立に取り組みたい」。日本維新の会共同代表(当時)の前原誠司衆議院議員は「差別のない社会実現に向け、国会が果たすべき役割は大きい。差別禁止法も含め、どうすれば差別のない社会をつくれるか。みなさんと連携し、力を合わせて差別のない社会をつくる決意だ」。社会民主党党首の福島みずほ参議院議員は「なぜ裁判をしなくてはいけないか。なぜ8年間もかかるのか。アウティングであり明確な差別なのに、なぜ裁判以前に削除されないのか」「包括的差別禁止法と国内人権機関が必要だ」とあいさつをされています。報告集会の最後に部落解放同盟中央本部赤井隆史書記長は「情プラ法にもとづく削除要請を積みあげ、プラットフォーム事業者の自主規制だけでは不十分だと法の課題と限界を明らかにしよう」「自治体条例、国内人権機関、包括的差別禁止法に結びつく闘い」をはじめるとまとめました。

「個別法によるきめ細やかな人権救済を進める」ということが高市政権の政策であるなら、まず、個別法によって差別の解消がどれだけ進んだのかをしっかりと実態把握し、個別法が制定されていない課題については早急に法整備(法務省は差別や偏見の解消にあたって18の課題を掲げている)をすすめ、実効性のある差別の解消、人権の救済のための施策を推進するべきです。立法事実の収集など調査研究やマイノリティのプラットフォームとなるべく研究所も微力ではありますが今年も奮闘してまいります。皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。

高市総理は就任後の記者会見で「私たちの基本政策と矛盾しない限り、原則として、政策提案を受け入れる方向で前向きに議論をしてまいります」と明言しました。裁判勝利報告集会での与野党のあいさつをふまえ、ぜひ1月末から開会される予定の通常国会において党派を超えて「部落差別解消推進法」の理念を具体化できるような法改正をはじめ、個別差別解消のための法整備の充実にむけた提案と議論をたたかわせてほしいと思います。今年もどうかよろしく願いいたします。

報告

第1研究部門「部落史の調査研究」 第53回公開講座「部落史と文学を架橋する —運動・識字・ジェンダー—」

本報告では、これまでの部落問題研究・日本近現代文学研究では取り上げられることのなかった岡田ます枝、下原温子、みづた志げこ、木本久枝、住吉支部のレリーフ運動、そして土方鉄らの表現や表現活動の興味深さや奥深さを紹介し、「対抗的公共圏」という理論的な枠組みから彼女ら／彼らの営みの可能性を明らかにした。

土方鉄は『解放新聞』の元編集長としてよく知られる。だが、1950年代初頭に俳句の創作を開始し、その後の1960年代以降には代表作となる「地下茎」をはじめとする小説を、1970年代以降には戯曲・映画脚本など、多くの文学作品を世に問うた「作家」であったことに評価のまなざしは向けられてこなかった。戦後部落解放運動の渦中で「文化」や「文化活動」の重要性を常に指摘していた土方であったが、運動の中では文化活動は二の次とされ、運動からの要請と自らの志す表現活動との間で葛藤を抱えており、その葛藤は文学作品にも反映されていた。

さらに言えば、部落解放運動における女性たちの「活動」は近年研究が進んでいるが、女性たちの「表現」や「表現活動」となるとほとんど進展は見られない。本報告ではその点について、1950年代はサークル文化運動のなかで生まれた群馬労働者集団の『じぞこからのうたごえ』（1952）に

掲載された岡田ます枝の詩、1960年代は山口県の詩サークル「駱駝」に参加していた下原温子の詩、1970年代は第2回部落解放文学賞の詩部門入選作となったみづた志げこの詩と1977年に取りくまれた部落解放同盟大阪府連合会住吉支部でのレリーフ運動で詠まれた木本久枝の詩を具体的に紹介した。彼女たちの表現や表現活動は直接的なつながりをもたない単発的な営みとして捉えられる一方で、部落解放運動がそれぞれの時期ごとに求めた部落女性像とは異なる等身大の部落女性像を描き出した点で共通している。それは、運動から切っても切り離せない状況の中で部落女性としての自己表現を追求した点で土方鉄の運動と自己表現との間での葛藤とも重なりを見いだせる。

部落問題の解決に部落解放運動は重要な役割を果たしてきたし、必要不可欠な運動であったことは言うまでもないことだが、その反面、女性たちの声や文化活動という観点は不可視化されてしまったと言える。その不可視を可視化させる磁場、すなわち「対抗的な公共圏」として、部落女性たちや土方鉄の表現活動を捉えることができるだろう。

(後藤田 和さん / 広島商船高等専門学校
講師・公開講座講師)

第1研究部門「部落史の調査研究」の報告

第54回公開講座「私の近世被差別民衆史の研究を振り返って —その概要と反省・今後の課題—」

第1研究部門の第54回公開講座は、2025年11月1日（土）に開催されました。

報告の第1の柱は、2015年2月8日に行われた私の退職記念講演「私の部落史研究—その回顧と展望—」の概略を示すことでした。そこでは、(1) 被差別部落の起源研究 (2) 身分論、特に近世身分論 (3) 近世部落の実態解明 (4) かわた身分以外の被差別民衆の実態解明の研究を進めてきたことを紹介しました。紙幅の関係で (1) の部落の起源研究についてのみふれさせていただくと、真宗系部落寺院の開基年代が戦国期に遡ることが少なくなく、部落の先祖の人びとが一向一揆に参加していた事例などを説明しました。また、石山戦争（1570～80年）終結後の最後の一向一揆参加者の一部が身分^{へんか}低下された可能性の高いケースとして紀伊国那賀郡内部落寺院蓮乗寺を取り上げ、石山合戦時の本願寺からの文書がもともと同寺にあったことを裏付けようとして研究を進め論文にまとめました。しかし、後にこの蓮乗寺文書が、江戸後期の天保年間には玄通寺という別の真宗寺院に存在していたことを示す史料（「石山法王御書類聚百通全」）が出てきたことにより、この事実を史実でもって合理的に説明できない限り、蓮乗寺文書をもって身分^{へんか}低下を裏付けることはできなくなりました。この点、私の史料批判が弱かったことを認めて反省している旨、表明させていただきました。

報告の第2の柱の一つは、退職記念講演以降の約10年間の研究概要、特に従来の部落起源論の反省と問題提起というものでした。従来の私の起源論は、部落の起源＝成立という考えで、近世政治起源説の立場をとっていましたが、その後の私自身の中世史研究の学びなおしと身分論のさらなる究明によって、部落の起源—成立—というように理解した方がより史実にかなっているとして、中世後期起源—近世初頭成立—という説を提示しました。また、その際の「起源」と「成立」の概念規定を明確にして、その指標を提示しました。その他、河内国石川郡新堂村内富田村の草場の実態解明の成果についても紹介させていただきました。

最後に今後の研究課題として、近世における部落解放論の研究、前記新堂村内富田村の生業の解明など、3点をあげました。日暮れて道遠しの感がありますが、皆様の一層のご指導・ご教示をお願いして話を終えました。

(寺木 伸明 / 桃山学院大学名誉教授・公開講座講師)

「部落差別を解消するための教育内容開発プロジェクト」実施中

2002年3月の特別措置法失効から、部落差別解消推進法が施行されるまでの14年を超える部落問題に特化した法律のない時代が続いたことにより、部落問題を解消していくための学習機会や学習内容が全国的に後退しているといった状況が報告されています。こうしたことから、教育現場の実態、教育関係団体の部落問題学習の定着や拡充などに向けた取組、文部科学省や都道府県、市区町村教育委員会などの取組内容、課題などを把握するため、教育関係者・団体にヒアリングを実施させていただきました。

ヒアリング内容を整理すると、

①部落問題学習を受けたことがない教職員の増加、②教育現場の人権教育推進体制の弱体化、③管理職の人権教育に関する意識・実践の低下、④人権教育における部落問題の位置づけの低さ、⑤部落問題学習を実施する法的根拠が理解不十分、⑥地区住民やルーツのある人たちの「寝た子を起こすな論」が台頭する他、ルーツのない保護者もいるなかで、子どもに部落問題をどう教えるのかの教育内容の未整備、⑦運動組織の解散や人員減少等の課題、保護者の転出入、経験やアイデンティティの変容などにより、地域に入ればセミオートマチックに用意されていた学びの機会が減少、⑧情報化の進展にともなって部落差別の状況が変わってきている。

などの課題があることを整理してきました。

こうしたことから、当研究所の第6研究部門「部落差別の調査研究」では、プロジェクトを発足し、①部落問題学習をすすめることに躊躇する教職員の背景・要因を整理する、②部落問題、部落差別とは何かという基礎基本についてわかりやすく解説する、③若い先生たちの背中を押せる内容等を踏まえた動画制作を行うこととしています。

内容としては、7月に奥田均さんより、①部落差別ってどんな差別のことですか？②部落差別を受ける・可能性のある部落出身者とは誰の・どのような人のことですか？をテーマに、10月に内田龍史さんより、③部落差別って今もあるのでしょうか？④加差別の現実の発見、自覚等として、部落問題に関するマイクロアグレッションをテーマに、12月に森実さんより、⑤部落差別のことを学校等で取り上げないほうが、やがて自然になくなっていくのではないのでしょうか？学校で取り上げるって逆効果になっていないのでしょうか？⑥部落出身の当事者から「取り上げないでほしい」と言われているのですが、どうすればいいのでしょうか？をテーマに、プロジェクトで報告いただき、その後、メンバーで内容を深める研究や検討を行っています。

(松村 元樹 / 部落差別を解消するための教育内容開発プロジェクト事務局)

第46回人権・同和問題企業啓発講座 第2部開催報告

第46回人権・同和問題企業啓発講座の第2部は、11/4から12/5にかけてオンライン形式で開催しました。企業活動とも深くかかわりがあり、社会が直面している人権課題について理解を深めることを目的に実施し、4名の講師に専門的な立場からご講演をいただきました。

一般社団法人ペガサス代表理事の木村志義さんによる「誰もが力を発揮できる職場に一発達障害と就労支援の最前線」では、発達障害の基礎知識、障害が就労にどのように影響するのかについて解説がありました。また、障害者雇用の現状や就労移行支援の取り組み、木村さんが行っている在宅型就労支援の事例も紹介され、企業側のメリットも示し、誰もが力を発揮できる職場づくりの大切さを感じる内容でした。

弁護士で、元国連女性差別撤廃委員会委員長の林陽子さんによる「女性差別を知り、ジェンダー平等を築く未来へ」では、女性差別撤廃条約の意義や女性参政権の歴史、条約批准前後の日本社会の変化などをお話いただきました。現在も残るジェンダー格差を具体的に示し、より公平で平等な社会を築くために、一人ひとりが意識を持ち、行動することの重要性を伝えられました。

東京大学大学院 人文社会系研究科准教授の高谷幸さんによる「移民労働者と

共に生きる社会へー特定技能・育成就労制度から考える多文化共生の未来」では、日本における移民労働者の現状や制度、共生社会のあり方についてお話しいただきました。高谷さんは、現行制度の問題点とともに、デマに惑わされず、地域社会や職場で互いを理解し合う必要性を呼びかけられました。

京都府立大学 生命環境科学研究科教授の原田浩二さんによる「透明な脅威：PFAS汚染が問いかける企業と社会の未来」では、PFASの特徴や汚染の現状、健康への影響などを解説されました。国内外の規制の違いや企業での事例に触れながら、環境問題を人権と結びつけて考えることを訴えられました。

第46回人権・同和問題企業啓発講座は、第1部・第2部あわせて約900名の方にご参加をいただき、多くのご受講に感謝いたします。また、講師・関係者の皆さまには心より御礼を申し上げます。

人権を軸に社会課題を学び、企業としての責任や社会との関わりを考える貴重な講座となりました。今後も職場や地域での実践に繋げていただけるよう、企業や法人における人権啓発の推進を後押しできる講座づくりに努めてまいります。

(西崎 麻衣)

第38回人権啓発東京講座を終えて 悩みや思いを分かち合い、成長した仲間とともに

今年度の人権啓発東京講座も、受講生全員が修了することができました。日常業務をこなしながらの講座受講は大変なことだったと思います。そんななか、グループディスカッションで交流を深め、人権感覚をみがき、共に成長される様子を拝見して、深い感銘を受けました。

この東京講座では、まずは部落問題をじっくり学び、そのうえで幅広い分野から様々なテーマに取り組んでいます。講師には各分野の第一線で活躍している人々を迎え、多彩で多層な内容となっています。また、講師自身がその社会問題の“当事者”であることも多く、熱量の高い話を受講生の皆さんもビリビリと心を震わせていました。

フィールドワークは、今年度から長野（差別戒名問題）に加え、国立療養所多磨全生園（ハンセン病問題）や墨田区のきねがわ地域（皮革産業の歴史と部落問題）も復活し、受講生の皆さんには差別の実態の重さと深刻さを肌で感じてもらえたことと思います。

最終日の修了ワークショップ（人権研修プランづくり）では各班の持ち味を遺憾なく発揮され、大変思い出深いものとなりました。「そんな企画なら、ぜひ参加してみたい！」と、私も思わず言ってしまったくらいです。

講座終了後、「受講生同士で悩みや思いを分かち合うにつれ、人権担当者としての覚悟が固まってきたような気がします」と教えてくださった方がいました。それこそが東京講座の醍醐味かもしれません。

世界中で分断の危機が叫ばれ、今この瞬間も、命の尊厳が脅かされている人たちがいます。こんなときだからこそ、講座で対話を重ねた皆さんと共に成長し、よりよい社会にむけて歩んでいきたいと思えます。

(外川 浩子 / 人権啓発東京講座事務局)



墨田フィールドワークで、皮革工場の説明を聞く受講生

報告 第14回 マスコミ人権懇話会

第14回マスコミ人権懇話会が11月5日、住吉総合福祉センターで開催され、在阪のテレビ局や新聞社など約30人が参加しました。マスコミ人権懇話会は部落解放同盟大阪府連合会と部落解放・人権研究所の共催で行っています。

冒頭、研究所の谷川代表理事が開会あいさつを行い、続いて動画視聴の後、「住吉地区の紹介と地名の取り扱いについて」と題して、公益財団法人住吉隣保事業推進協会（以下、協会）の友永健吾常務理事にご報告いただきました。地名の取り扱いについては、「寝た子を起こすな」論への反対、“当事者性”、“責任を持つ覚悟”の3点を重視しており、地元と当事者の協力、許可を取ったうえで、目的・用途・使用媒体・提供元を明らかにすることが大切だとお話いただきました。



友永健吾さん（公益財団法人住吉隣保事業推進協会常務理事）講演の様子

また、約50年前から続く運動とまちづくりの歴史や現在の取り組みについても紹

介され、今また「住吉地区のまちづくり」がNHKや建築ジャーナルなどで注目されていることが語られました。

その後、雨の中ではありませんでしたが、友永さんと職員の藤本真帆さんの案内でフィールドワークが行われ、住吉隣保館跡地や現「すみよし隣保館 寿」、壁画『住吉部落の歴史』などを巡り、歴史やまちづくりに込められた思いを知ることができました。



FWで訪れた『住吉部落の歴史』（壁画）

質疑応答では多くの質問が寄せられ、活気ある雰囲気の中で終了しました。第1部の最後は部落解放同盟大阪府連合会の村井康利副委員長のごあいさつで締めくくられました。

第2部の懇親会は協会理事長、友永健三さんのごあいさつで幕を開け、終始和やかに進みました。最後は部落解放同盟大阪府連合会の高橋定書記長のお話をいただき、中締めとなり、笑顔のうちに閉会となりました。

(南田 恵子)

世界人権宣言77周年記念大阪集会報告

「戦争トラウマ 国家の暴力と家族の暴力」

2025年12月10日、大阪市立阿倍野区民センターで「戦争トラウマ ～現在いまに続く被害と被害」をテーマに世界人権宣言77周年記念大阪集会を開催しました。PTSDの日本兵家族会・寄り添う市民の会関西支部の藤岡美千代さん、公認心理師・臨床心理士の信田さよ子さんを講師に迎え、前半はおふたりの講演、後半は森実世界人権宣言大阪連絡会議代表幹事を進行に会場からの質問に答える形で対談を行いました。

藤岡さんは数年前、子どもの頃に父親から受けていたひどい虐待の背景に、父が兵士として戦争で人を殺し、殺される恐怖を味わってきたトラウマがあった、個人的と思っていた経験が実は国家が起こした戦争に起因するものだったと気づいたそうです。現在、戦争トラウマを持つ家族との関係に苦しんだ人々が集まり、語り合う運動の中で、国家が個人、家族の幸せを奪った責任を明らかにしたいと訴えられました。

信田さんは戦争という国家による暴力も、虐待やDVのような家族による暴力も強力なトラウマになる、しかし国家にも家族にも法の支配は及びにくく、加害者の処罰には消極的で被害者に負担を強いる、その背景に家父長制があると指摘されました。

父親を永遠に許せない、という藤岡さんに、信田さんは暴力を振る側は必ず自分より弱者へ矛先を向ける、そんな卑怯は許さなくていい、と応えました。

信田さんは戦争責任を曖昧にしたまま戦後の体制を進めたことが元日本兵の戦争トラウマをより深めた、トラウマを癒すには共同体の力が大きく、同じような経験をした人で共同体を作ることが大切だとも述べられました。

自らの経験を基に、強烈なトラウマとなる戦争の実態を学んでほしいという藤岡さんの呼びかけを受け、森さんもさまざまな人権課題へ取り組むにあたって日本の近現代史や家族の歴史を知ることが重要で、そこから自らの生き方や次世代に残したい社会を考えていこうと呼びかけられました。

(今井 貴美江)

『全国のあいつぐ差別事件 2025年度版』が、2025年11月に刊行されました。ぜひ、ご購入ください！

(詳細は、右記二次元コードをご参照ください。)

※本書は、「一般財団法人原田伴彦記念基金」の助成を受けて刊行したものです。



参加者募集!! 2026.1～4 研究所カレンダー

- 1/19(月) 第483回国際人権規約連続学習会 @Zoom
「イスラエル人」の世界観
大治 朋子さん(毎日新聞編集委員)
- 1/28(水)～29(木) 第40回人権啓発研究集会 @群馬
1/31(土) 第1研究部門第55回公開講座 @HRCビル
「兵庫県神戸市の夜間中学・定時制高校と解放教育—1960～70年代を中心に」
江口 怜さん(摂南大学現代社会学部講師)
- 2/24(月) 第484回国際人権規約連続学習会 @エルおおさか
「いろいろな“ふうふ”と家族のかたち～結婚の平等について」
井上 ひとみさん、瓜本 淳子さん(特定非営利活動法人カラフルブランケッツ)
- 3/25(水) 第485回国際人権規約連続学習会 @HRCビル
「誰ひとり取り残さない防災・避難計画」
松川 杏寧さん(兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授)



2026年度 大型集会スケジュール

第51回部落解放・人権西日本夏期講座

- 会場：レグザムホール (香川県県民ホール) ほか (香川県高松市)
- 日程：2026年7月6日(月)、7日(火)

第57回部落解放・人権夏期講座

- 会場：高野山大学 ほか (和歌山県高野町)
- 日程：2026年8月27日(木)、28日(金)
- 動画配信：2026年9月8日(火)～10月9日(金)

※会場、日程は仮内容です。2026年4月に確定次第、研究所HPに掲載いたします。

第47回人権・同和問題企業啓発講座

- 日程<調整中>

第41回人権啓発研究集会

- 会場：滋賀県立文化産業交流会館 ほか (滋賀県米原市、彦根市)
- 日程：2027年2月18日(木)、19日(金)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「B 会員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回、『全国のあいづく差別事件』1冊、
「会員ページ」の閲覧他



研究所通信 442号 2026年1月1日 (奇数月1日発行)

発行所 (一社) 部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL (総務部) 06-6581-8530

(調査・研究部) 06-6581-8572

(啓発企画部) 06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <https://blhrri.org>

定価 100円 (税・送料込：会員は会費に含む)